

入院時食事療養に係るお知らせ

(2025年4月1日から適用)

一般(70歳未満)の方	70歳以上の方	患者さんの食事負担額		備 考
一般	一般	<p>1食当たり 510円</p> <p>※指定難病対象者等は1食当たり300円、 小児慢性特定疾患対象者は1食当たり150円</p>		
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (世帯全員が住民税非課税 であって、「低所得者Ⅰ」以 外の方)	過去12ヶ月の入院日数が 90日以内の場合	1食当たり 240円	※該当する方は、入院前にご加入の 健康保険組合にて「限度額適用・標準 負担額減額認定証」の交付を受け、 病院へ提示してください。
		過去12ヶ月の入院日数が 90日を超える場合	1食当たり 190円	
低所得者Ⅰ (世帯全員が住民税非課税 であって、所得が一定基準 に満たない方等)		1食当たり 110円		

当院は入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士等によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
(食事の時間は、朝食8時、昼食12時、夕食18時以降です。)

※自費診療の場合は、1食当たり690円(経腸栄養剤のみの場合は625円)のご負担となります。厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は1食につき76円負担額が増えます。また、入院する病棟によっては1日につき50円負担額が増えます。

病院長